

提案提出に係る質問への回答

H27.11.16

Q 1 敷地について、当初資料では 3,908.80 m ² の記載がありましたが公表された測量図では、地番 21-1 が 3,324.61 m ² となっています。今回の対象敷地は 21-1 のほかにあるのでしょうか。その場合、その地番や測量図など境界を特定するデータをお示し頂けないでしょうか。
A 1 資料で示した計画地の面積、3,908.80 m ² の根拠図面は、あらためて添付しましたので確認してください。
Q 2 前面道路について、当初資料では約 6.5m の記載がありましたが、どの部分の道路を指しているのかお教え願います。現地で計ってみると、対象敷地として示された 21-1 に接する東側、南側の道路のいずれも現況では 4.5m ほどの幅員のようです。
A 2 計画地の道路は、農地転用時に必要な開発計画で、東側及び南側に 2.5m の拡幅（歩道）を設置することで開発の許可をとっており、その計画前面道路が記載してあります。今回についても、開発行為を考慮した道路計画をお願いします。
Q 3 今回の敷地に対する開発許可手続きについては隣接地と一体的に進めるとの記述がありますが（要求水準書 第 6-2 開発許可申請業務の項）事前協議が可能になるのはいつ頃の時期をお考えでしょうか。
A 3 町が行う開発の取り扱いで町の許可となります。当該箇所は農地転用時に開発行為を行っており、今回は提案いただいた造成設計で変更手続きとなります。よって、変更申請書類の作成が必要となります。事前の協議はございません。
Q 4 ボーリング調査の資料については地域整備課で閲覧が可能とのことですが、直接伺うことでよろしいでしょうか。
A 4 地域整備課で閲覧可能です。事前に連絡をもらえば準備します。
Q 5 募集要項の 9 ページ 3 行目に、「提案書に協力企業を明示すること。」とありますが、参加表明書提出時に記載しなかった協力企業を、提案書提出時までに、追加することは、可能なのでしょうか。
A 5 募集要項 3-3 (1) の 6) に示したとおり、構成企業の変更は原則として認められません。ただし、「町と協議を行い、提案書の受付期限日の前日までに町が承諾した場合に限り認める」としております。